

バス待合所とバス利用者の自転車置き場の整備に対する補助金

補助事業の内容

バス待合所とバス利用者のための自転車置き場の整備に対して、補助金を交付します。バス待合所等を設置した後に補助金申請や交付はできませんので、必ず事前に市民まちづくり支援課にご相談ください。

【補助金を申請できる方】

●自治会又は複数の自治会

※複数の自治会で設置する場合は、いずれかの自治会が代表して申請してください。

※前回の補助金交付から、概ね10年以上経過しなければ補助金の交付は受けられません。



スクールバスや保育園バスの待合所も対象になります。



【対象となる経費】

①バス待合所の設置及び修繕に係る経費

②バス利用者のための自転車置き場を設置する経費

※いずれも、用地費、備品購入費、事務費、撤去費、移設費は対象となりません。

※自転車置き場は、バス停から概ね20m以内に設置したものに限りま



【補助金額】

●対象経費の2分の1の額（上限額25万円）

※千円未満は切り捨てとなります。

この調査は、翌年度の市の予算を見積もるためのものです。補助金の交付を確約するものではありません。

翌年度事業の実施予定調査

毎年7月頃、全自治会長に対し、翌年度のバス待合所等の新築等の計画と補助金交付の希望について調査を行っています。

自治会などで話し合い、希望がある場合は回答してください。

※回答が無い場合は、原則翌年度の補助金交付が受けられないのでご注意ください。



担当課

市民まちづくり支援課 公共交通推進室（内線1644、1645） 本庁舎6階